

**国家知識産権局「専利法実施細則改正建議（意見募集稿）」**  
**意見募集表**

会社名：AIPPI JAPAN

The following comments regarding this request for opinion are not representative of AIPPI JAPAN, but are submitted as the opinions of a member of the Association.

意見項目	修正提案	修正理由
第十四条 (意見 1)	<p>本規定の改修された第 2 項「専利権者が他者と締結した専利実施許諾契約は<b>契約発効の日より起算して3ヶ月以内に</b>、国务院専利行政部門に届け出なければならない。<b>届け出ていない場合、善意の第三者に対抗してはならない。</b>」において、追加された「<b>届け出ていない場合、善意の第三者に対抗してはならない。</b>」について削除を要望する。</p>	<p>追加された専利実施許諾契約の届出を要件とする第三者対抗について、以下の理由に基づき削除すべきである。</p> <p>(a) 多くの国では、第三者対抗のための登録対抗制度が採用されていないため、特に、国際的なライセンス交渉において相手企業が登録の必要性に理解を示さないことが多く、届出の協力を得にくい。特に、中国国外企業同士のライセンス契約について、中国専利権の第三者対抗のために国务院専利行政部門に届出することは、コストと手間が掛かり、契約相手の協力を得にくい。</p> <p>(b) 登録対抗制度を採用しない国が多いため、特許権を譲り受けようとする者は、事前確認（デューデリジェンス等）として、通常実施権の有無及び内容について、特許権者等に直接確認をすることが慣行となっており、国際的なライセンスの慣行からすると登録対抗制度は不要である。特に、ライセンス契約がグローバルに行われるようになり、第三者への対抗制度として登録対抗制度が採用されている国は稀である現状において、登録対抗制度を明記することは、諸外国との制度的な調和が図られていない。中国では商標権について登録対抗制度が採用されるが、商標権に比べ専利権は譲渡や実施権許諾契約の契約が格段に多いことから、商標権と専利権を同様な制度とすべきではない。</p> <p>なお、届出を必要とする第三者対抗の規定は、国際調和していないため、今後、国際的なライセンスの増加が見込まれる中国産業界にとっても好ましくない制度となると考える。</p>
第十四条 (意見 2)	<p>専利法第十条の規定に基づいて専利権を譲渡する場合を除き、専利権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書を</p>	<p>第二項を削除していただきたい。</p> <p>例えばエレクトロニクス業界ではそれぞれの会社が非常に多くの会社と実施許諾契約を締結しており、しかも多くの契約は膨大な数の専利権を網羅的に許諾対</p>

	<p>もって、国務院専利行政部門で専利権移転手続きを取らなければならない。</p> <p><del>専利権者が他者と締結した専利実施許諾契約は契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院専利行政部門に届け出なければならない。届け出していない場合、善意の第三者に対抗してはならない。</del></p> <p>専利権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院専利行政部門で抵当登記手続きを取らなければならない。</p>	<p>象とする包括的な契約になっている。そのような状況において、とある専利権を他社に売却しようとした場合、当該専利権がどの実施許諾契約の対象となっているのかを確認し、そのすべてを届け出ないといけないというのはあまりに煩雑であり、現実的ではない。</p> <p>近年専利権が活発に売却譲渡等により流通している状況を踏まえると、そのような煩雑で非現実的な届出をしていなかったがために実施権が第三者に対して対抗できないという不合理な状況が発生する可能性が大いに考えられる。</p> <p>諸外国でも当然対抗制度に移行する流れが主流を占めていることに鑑みても、本第十四条から実施許諾契約の届出に関する規定を削除することを強く求める。</p>
<p>第十六条</p>	<p>発明、実用新案又は意匠の専利出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(一) 発明、実用新案又は意匠の名称</p> <p>(二) 出願人が中国の機関又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、<del>組織機構コード</del>統一社会信用コード又は住民身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍又は登録した国又は地域。</p> <p>(三) 発明者又は考案者の<b>氏名真実の身分情報</b></p> <p>(四) 出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する専利代理人の氏名、執業免許番号、連絡先電話番号</p> <p>(五) 優先権を主張する場合、出願人が初回提出した専利出願（以下「先願」と略称）の出願日、出願番号および元の受理機関の名称</p> <p>(六) 出願人又は専利代理機構の署名又は捺印</p>	<p>第三号の「真実の身分情報」について、具体的に何を意味するか明記していただきたい。</p> <p>特に、出願人が外国企業等である場合、発明者の個人情報が洩れないよう配慮いただきたい。</p>

	<p>(七) 申請書類目録</p> <p>(八) 添付書類目録</p> <p>(九) その他、明記すべき関係事項</p>	
第二十七条	<p>本規定に追加された「<u>部分意匠専利を出願する場合、製品全体の正投影図を提出したうえ、破線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める内容をはっきりと表さなければならない。</u>」の部分において、「その他の方法」の内容が、実施細則の記載だけでは不明瞭である。「その他の方法」について、実施細則の記載または審査指南の記載によって明らかにしていただくことを要望する。</p> <p>また、部分意匠の保護部分の示し方は、審査指南において、図面を用いた事例を列挙して補足説明していただくことを要望する。</p>	<p>部分意匠制度の導入にあたり、出願人としてはどのように保護部分を示せばよいか把握する必要があるため、実施細則または審査指南で明らかにすべきである。</p> <p>また、意匠においては、文章による説明では把握が難しいため、審査指南において事例による補足説明をすべきである。</p>
第二十八条	<p>本規定に追加された「<u>部分意匠専利を出願する場合、必要に応じて簡単な説明の中で、保護を求める部分を明記する。</u>」の部分において、保護を求める部分の記載がどのような場合に必要か、実施細則の記載だけでは不明瞭である。説明が必要な場合について、実施細則の記載または審査指南の記載によって明らかにしていただくことを要望する。</p> <p>また、保護を求める部分の記載が必要な場合・不要な場合のそれぞれについて、審査指南において、図面を用いた事例を列挙して補足説明していただくことを要望する。その際、記載が必要な場合の事例では、「簡単な説明」に記載する文例も併せて挙げていただくことを要望する。</p>	<p>「簡単な説明」での保護を求める部分の記載の要否は、審査官によって判断にばらつきが生じる可能性があるため、記載が必要な場合を明らかにすべきである。</p> <p>また、意匠においては、文章による説明では把握が難しいため、審査指南において事例による補足説明をすべきである。</p> <p>さらに、出願人としては、保護を求める部分の記載をどのような文章とすべきか把握する必要があるため、上記事例の中で「簡単な説明」に記載する文例も挙げるべきである。</p>
第七十六条の一	<p>別途約定がある場合を除き、職務発明創造が完成した時に発明者、考案者が属している機関は専利法第十五条の規定に従って奨励と報酬を支払う。<u>但し、職務</u></p>	<p>発明者等の所属機関が第三者に職務発明創造を譲渡した場合、当該所属機関が、職務発明創造の譲渡後も第三者による専利権取得や実施等の状況について調査することは、不可能又は著しく困難である。このよう</p>

	<p><u>発明創造に係る専利権が当該機関から第三者に譲渡された場合、別途約定がある場合を除き、当該機関は当該機関が得た利益に基づき奨励と報酬を支払う。</u></p>	<p>な場合に、職務発明創造を譲渡した所属機関は、それ以降もはや専利法第十五条の「専利権を付与された機関」には該当しなくなったというべきである。</p> <p>また、職務発明創造の譲渡等を受けた第三者は、発明者等との間で労働契約関係が無いため、そもそも当該発明者等の「所属機関」には該当せず、奨励・報酬を与える義務はない。</p>
<p>第七十九条</p>	<p>専利法と本細則にいう専利業務を管理する部門とは、<u>省、自治区、直轄市人民政府及び専利管理作業の量が多く、処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府区が設けられる市級以上の地方人民政府及び法律法規から授権された県級人民政府省、自治区、直轄市人民政府及び専利管理作業の量が多く、処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府</u>が設立した専利業務を管理する部門を指す。</p>	<p>改正に反対する。</p> <p>事件の内容が明確で判断も比較的容易な商標事件や専利権詐称事件の場合と違い、専利侵害紛争の処理にあたっては高度かつ微妙な判断を求められることが多く非常に専門的な知識および経験が必要であるため、国の管轄下にある専門の部門のみが取り扱うべきである。徒に専利業務を管理する部門を増やし且つ地方政府の管轄でも良いとしてしまうと、経験や知識の浅さ故に不適切な判断がなされるおそれが増し、かえって専利侵害紛争の安定性や予見性を損ないかねない。</p> <p>また、先に成立した専利法第 69 条第 2 項によれば、この「専利業務を管理する部門」は、専利権者等の請求に応じて専利侵害紛争を処理するにあたって当事者の尋問、立入調査、製品検査等することができる権限を有している。もし専利権者が他社の情報を取得しようとの意図をもってこの制度を悪用した場合、経験の浅い部門では適切に判断をできる保証はない。よって、このような強い権限を有する機関の設立は、やはり国の責任において厳格になされるべきである。</p>
<p>第八十五条の四</p>	<p>中国で販売許可を取得した化学薬品、生物製品と漢方新薬の製品専利、製造方法専利又は医薬用途に係る専利について、薬品専利期限補償条件を満たした場合、薬品専利期限補償を与えることができる。</p> <p>前項にいう新薬に係る専利とは、<u>國務院薬品監督管理部門が初回に販売を許可した新薬</u>の有効成分に係る専利を指す。</p> <p>漢方薬新薬専利には、漢方薬革新薬に係る専利と機能特性を増やした漢方薬改良型新薬に係る専利が含まれる。</p>	<p>出願人は、國務院薬品監督管理部門が承認する時期を管理できない。一方、「薬品登録管理弁法」において、GE 薬について関係特許の存続期間満了まで二年以内に登録申請を行えることが規定されている。GE 薬の承認時期が、上記出願人による申請の承認よりも早くなる可能性があり、その場合、出願人の申請は、新薬でないことを理由として拒絶される懸念がある。このような状況を容認するとなると、出願人が投資した研究開発費を十分に回収することができず、更なる研究開発への意欲の減少にもつながりかねない。</p>

<p>第八十五 条の七</p>	<p>専利権者が薬品専利期限補償を請求する場合、薬品販売許可申請が許可された日から3ヶ月以内に、関連する証明書類を添付して、国務院専利行政部門に薬品専利期限補償を請求しなければならない。請求時に、薬品とその専利が次のような条件を満たさなければならない。</p> <p>(一) 一つの薬品に同時に複数の専利がある場合、専利権者はそのうちの一つの専利についてしか薬品専利期限補償を請求することができない。</p> <p>(二) 一つの専利が同時に複数の薬品に係る場合、一つの薬品に関してしかこの専利について薬品専利期限補償を請求することができない。</p> <p>(三) この専利がまだ薬品専利期限補償を受けたことがない。</p> <p><del>(四) 薬品専利期限補償を請求する専利の残余保護期間は6ヶ月を下回らない。</del></p>	<p>出願人は、法規制に基づく処分の時期を管理できないため、偶然、その時期が存続期間の満了前6ヶ月以後となったことのみをもって、延長登録出願を認めないとするのは出願人にとって極めて酷である。特に、処分の時期によって存続期間の延長が全く認められない状況にあつては、投資した研究開発費を十分に回収することができず、更なる研究開発への意欲の減少にもつながりかねない。</p>
<p>ハーグ特 別章5条</p>	<p>意匠国際出願の国際局の公開に1又は複数の優先権が含まれる場合、専利法第30条の規定に従い書面による陳述が提出されたものと見做す。</p> <p>意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合、国際出願公開の日から2か月以内に最初に提出した出願の副本を提出しなければならない。<u>国務院特許行政部門が受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院特許行政部門は電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願の書類副本を提出したものとみなす。</u>最先の出願書類の副本に記載される出願人と後の出願の出願人が一致しない場合、出願人は関連する証明書類を提出しなければならない。出願人は期限が満了しても提出していない場合、優先権を主張していないと見做す。</p>	<p>現行の実施細則第31条において、優先権書類の”電子交換等のルート”での提出が可能とされているが、本条ではその旨が記載されていないが、”電子交換等のルート”を利用できないのか？</p> <p>ハーグ出願を推進するためにも、第31条と同様に、ハーグ出願でも”電子交換等のルート”を利用できるようにするべきではないか。</p>

